

「殿上一種物」と「殿上淵酔」——『続古事談』卷一・二十二話の背景

須藤 あゆ美

はじめに

『続古事談』卷一・二十二話は次のとおりである。

〔一〕殿上の一種物は、つねの事なれども、久しく絶たるに、崇徳院のすゝつかた、頭中将公能朝臣は、絶たるをつぎ、廢たるをおこして、神無月のつごもり比に、殿上の一種物ありけり。さるべき受領なかりけるにや、くらづかさ<sup>二</sup>に仰て、殿上に物すへさせて、小庭にうちいたをしきて火をおこす。人々、酒肴をぐして参て殿上につきぬ。

〔三〕頭中将の一種物は、はまぐりを籠に入れて、うすやうをたてて、

紅葉をむすびてかざしたり。はまぐりのなかに、たきものをいれたりけり。滝口これをとりにて、殿上口にてすゝむ。主殿司<sup>三</sup>つたへとりて、大盤にをく。頭中将とりて、人々にくばられけり。人々とりて、けうじあへり。こと人々、多は雉をいだせり。主殿司とりて、たてじとみによせたつ。信濃守親隆、大鯉をいだせり。包丁の座にをきて、御厨子所の頭久長を召て、とかせんとするに、「その事にたへず」とてきらず。御鷹飼の府生敦忠、鳥をかたに掛けてまいれり。小庭にめして包丁せさす。

〔三〕二献、藏人季時・信範すゝむ。少将資賢、「たけの葉にをく露の色」といふ今様<sup>四</sup>をうたふ。藏人弁朝隆、三献のかはらけとる。

又頭中將のすゝめにて朗詠をいだす。「佳辰令月」の句なり。頭中將、朝隆がひもをとく。人々、みなかたぬぐ。いろ／＼の衣をきたり。用意あるなるべし。頭中將、朗詠、「雖三百盃莫辭」の句なり。やう／＼酔にのぞみて、資賢、「白うすやう」の句をはやす。主殿司あこ丸、ことにたへたるによりて、くつぬぎにめしてつけしむ。人々乱舞の後、みこゑいだして座をたちて、御殿のひろびさしにてなだいめんはてて、宮の御方に参て、朗詠雑芸のひろびさしにてなだいめんはてて、宮の御方に参て、朗詠雑芸のひろびさしにてなだいめんはてて、宮の御方に参て、朗詠雑芸

代的背景があるのか明らかにすることである。第一章では、十世紀半ばから十二世紀初め頃における古記録を手がかりに、「一種物」の先例と「殿上一種物」再興説話を比較する。第二章では、「殿上一種物」再興説話のなかでも、余興の内容（芸能と次第）に注目し、保延年間當時に恒例行事化していた「殿上淵酔」と比較検討する。

保延四年（一一三八）、久しく絶えていた「殿上一種物」を頭中將藤

一．撰関期における「一種物」と『続古事談』における「殿上一種物」

原公能が再興したときの話である。内容は、**一**殿上一種物の会場準備・設営、**二**参加者による一種物披露、**三**一種物の余興、の大きく三つに区切ることができる。場所は宮中、清涼殿にある殿上の間である。

まずは「一種物」について整理しておきたい。「二種物」とは、たとえば『平安時代史事典』が「平安時代、公卿・殿上人がおのおの一種類の肴を持参して催した酒宴」と端的に説明するように、十世紀半ば頃からしばしば行われた宴会のことである。一種物に関する研究は、

披露される、さらには中宮聖子の許に参り、朗詠や雑芸を繰り返して殿上に戻ったという。非常ににぎやかな宴会であったことが窺える。

服藤早苗氏の「宴と彰子——一種物と地下炉」が大変詳しい。服藤氏は十世紀から十二世紀初頭の「一種物」に関する史料を収集分析することでその具体的な内容を明らかにした。服藤氏によれば、一種物は

本稿の目的は、『続古事談』の「殿上一種物」再興説話にいかなる時

本来殿上（殿上の間）で行われていたが、次第に貴族層に広がり、上

皇や摂関・后の邸宅などの私的空間で親睦を深める宴会として定着したという。貴族の邸宅における「一種物」は十二世紀初頭の記録にも確認することができるが、後述するように「殿上一種物」の実施を見出せるのは長久元年（一〇四〇）の記録が最後である。明確な時期は判明しないが、おそらくこの頃に「殿上一種物」は廃れ、およそ百年後の保延四年に藤原公能によって復興が試みられたのであろう。

では、再興時の「殿上一種物」は前代のそれをどれほど反映しているのか。『統古事談』の該当説話は「殿上一種物」を再興したときのことであるので、ここでは「殿上」で行われた一種物の先例を検討する。なお、引用文の細字双行は◇内に記し、…は中略を示すこととする。

まず、①『左経記』寛仁元年（一〇一七）九月三十日条である。

卅日。乙丑。…今日於「殿上」有「宇佐使餞事」。兼日以「廻文」告「示一種物可被」出之由於人々。及「晚始」事。〔内藏寮儲「使前物」。

令「召」殿上人盤上。或人云、使前物藏人頭用意云々。而依「事急」一、昨日召「仰内藏寮」也。或先例仰「此寮」云々。〕

殿上において宇佐使派遣に先立つ饗宴が行われた。かねてより一種物の実施に関する廻文が人々に触れ回されており、晩になって開かれた。準備に際しては、本来藏人頭が担当するべきところを、急ぎのことで

あつたため内藏寮が膳を調えた。ただし「或先例仰「此寮」云々」とあるように、内藏寮が事に当たるといふ説もあるという。

従来の研究では①寛仁の例が「殿上一種物」に関する最後の記録であるとされてきたが、②『春記』長久元年（一〇四〇）十月二十五日条にも「殿上一種物」の実施を見ることができるといふ。

廿五日。丁未。天晴。今日餞「宇佐使」日也。…先「是殿上居饗膳」。是近江守隆佐朝臣所「儲」也。先日書「廻文」。可「出」一種物之由、所「催仰」也。但隆佐朝臣被「宛」飯也。仍皆儲之例也。他人不「必出」云々。又内藏寮儲「使前饌机」二脚也。主殿女兒也。立「小台盤上方」。是又例事也。此間入「兼燭」。右頭中将已「下侍臣十輩」参候。著「件饗」。藏人遞以勸盃。数巡之後聊有「朗詠雜芸等」。是又例事也。及「亥時」各々分散。…

このときもあらかじめ廻文が触れ回され、宇佐使派遣に先立つて「殿上一種物」が行われた。饗膳の準備は近江守隆佐朝臣が勤めた。また内藏寮が宇佐使のための机を用意し、主殿女がそれを担いで小台盤に立てた。夕方になって公卿殿上人たちが一種物の席に集まると、藏人が勸盃の役を勤め、何度か酒を酌み交わした。そののち、朗詠・雑芸等の余興があつたという。「是又例事也」とあることから、この頃には

「殿上一種物」の準備段階から興宴・余興に至るまでの次第が、以上のような作法に定着していたと考えられる。

では、①・②の記録と『続古事談』該当説話<sup>㉑</sup>会場準備の部分を比べてみよう。<sup>㉒</sup>では、「さるべき受領」が不在であったため「くらづかさ」(内蔵寮)が会場の準備を担ったという。「さるべき受領なかりけるにや」という筆致からすると、本来は受領が奉仕すべきであるという認識が窺える。①では「内蔵寮」が勤仕していたが、②のように受領の「近江守」が饗膳を準備し、「内蔵寮」が会場設営を担うという先例も確かに存在した。また注目したいのは、②では「近江守」や「内蔵寮」以外に、「主殿女」が調具を台盤に立てるといふ仕事をしていることである。再興時にも、一種物を大盤に置く役目を勤めたのは「主殿司」であった<sup>㉓</sup>。「殿上一種物」を再興するにあたって、会場準備に勤仕する人物が、先例に倣って選ばれていることがわかる。つぎに、<sup>㉔</sup>「一種物披露会の内容を詳しく見てみよう。<sup>㉕</sup>には、参加者たちによって蛤や雉、大鯉、鳥など多種多様の肴が用意され、その場で調理されたと記されている。先例はどうであったか。①や②の「殿上一種物」には、一種物を持ち寄ったときの方が詳しく書かれないので比較することが難しい。そこで、「殿上一種物」ではなく私的に行

われた「一種物」の例を手がかりに見ていきたい<sup>㉖</sup>。たとえば藤原兼家邸で行われた「一種物」について、『小右記』永延元年(九八七)二月二十三日条には「…各提<sup>㉗</sup>一種物<sup>㉘</sup>今日有<sup>㉙</sup>可<sup>㉚</sup>参入<sup>㉛</sup>之契<sup>㉜</sup>者。左将軍銀鯉、其腹中入<sup>㉝</sup>児鱸<sup>㉞</sup>。…左衛門督酒一瓶・雉一枝、春宮権大夫葉餅、葉銀。<sup>㉟</sup>修理大輔俎<sup>㊱</sup>一懸。各二枚。摂政殿儲<sup>㊲</sup>食物<sup>㊳</sup>。…」とあり<sup>㊴</sup>、参加者の公卿らがそれぞれ雉や餅などといった多種の肴を持ち寄っていることがわかる。さらに、「一種物」の初出記事である『日本紀略』康保元年(九六四)十月二十五日条にも「…是日、於<sup>㊵</sup>左近陣座<sup>㊶</sup>諸卿有<sup>㊷</sup>一種物<sup>㊸</sup>。魚鳥珍珠每物一兩種。於<sup>㊹</sup>中重<sup>㊺</sup>調<sup>㊻</sup>備<sup>㊼</sup>之<sup>㊽</sup>。参議雅信、重信、儲<sup>㊾</sup>菓子飯<sup>㊿</sup>。本陣儲<sup>㋀</sup>酒。自<sup>㋁</sup>殿上藏人所<sup>㋂</sup>給<sup>㋃</sup>菓子等<sup>㋄</sup>。…」と二、左近陣座で行われた「一種物」において公卿らが魚や鳥などの珍味を持ち寄り、それを中重(内裏を囲む外側の宮垣門)で調理したという記述がある。どちらの例も「殿上一種物」ではないものの、参加者たちが多種多様の酒肴を持ち寄って互いに振る舞い合うという点は、「殿上一種物」再興説話<sup>㋅</sup>の内容と通じるものがある。

以上、「殿上一種物」再興説話<sup>㋆</sup>・<sup>㋇</sup>の内容と、「一種物」の先例とを比較検討してきた。会場設営係や一種物を披露するときの内容がおおよそ一致していることが判明した。したがって、保延四年の「殿上

一種物」が先例に従って再興された行事であるといえる<sup>二〇</sup>。

しかし、**三**余興に移ると、前代の「一種物」にはない所作が繰り広げられる。まずは、服藤氏の研究を参考にしながら<sup>三</sup>、十世紀から十二世紀前半に行われた「一種物」の余興の内容を見てみよう。なお、「殿上一種物」の先例が少ないため私邸で行われた「一種物」の例も含める<sup>四</sup>。

・寛和元年（九八五）三月四日条 **和歌** 『小右記』

・寛和元年（九八五）三月二十日条 **蹴鞠** 『小右記』

・永延元年（九八七）二月二十三日条 **管絃** 『小右記』『続古事談』  
卷二・四十五話

・寛弘二年（一〇〇五）五月十三日 **騎射・作文** 『小右記』『御堂閑

白記』『権記』

・寛弘六年（一〇〇九）十月四日条 **楽** 『御堂閑白記』『権記』

・長和三年（一〇一四）十月十一日 **作文・管絃** 『小右記』

・長久元年（一〇四〇）十月二十五日条 **朗詠・雑芸** 『春記』

・長治二年（一一〇五）三月二日条 **今様・雑芸（立舞）** 『中右記』

『殿曆』

撰関期には管絃がやや多い印象を受けるが、「一種物」の余興の内容は

必ずしも一定していなかったことがわかる。その時々々の企画者・参加者の意向によって余興の内容も変わったのであろうか。

一方、再興説話における芸能は**今様・朗詠・乱舞**という構成である。

長治二年に行われた「一種物」の芸能とやや類似しているが、重要なのは**三**ではこれら芸能を行うだけに留まらなかったことである。このあと、公卿らは「みなかたぬぐ」、つまり「肩脱ぎ」という無礼講に及び、さらには殿上の間を出て中宮の元に参るといふ次第を経て、再び朗詠や雑芸を繰り返しているのである。このような動作・移動は「一種物」の前例には全く見られない、再興説話独自のものである。「殿上一種物」を再興するにあたって、これら三つの芸能が選ばれ、「肩脱ぎ」、そして中宮御所に参るにまで至ったのはなぜなのであろうか。単にその場の勢いなのであろうか。注目したいのは、再興説話に見えるこの内容が、まさに当該期における「殿上淵酔」の構成要素と近似することである。すでに、新大系『続古事談』脚注には室町時代に成立した『殿上謙酔部類』などの史料が挙げられており、該当説話と淵酔との共通性が示唆されている。本稿では当該期に近い史料を分析することで、より具体的に殿上淵酔との関わりを検討してみたい。

次章では、保延四年前後における(1)殿上淵酔の構成芸能と(2)殿上淵

酔の次第を具体的に見ることで、『続古事談』の「殿上一種物」再興説話の背景に「殿上淵酔」の趣向が存在する可能性を指摘する。

## 二、「殿上一種物」再興説話の余興と「殿上淵酔」

「淵酔」とは、文字通り「深く酔う」という意味を持つ酒宴のことである<sup>一五</sup>。「殿上淵酔」には、五節に伴う淵酔と正月初旬に行われる淵酔、二種類の淵酔がある。勸盃が繰り返され、その間に朗詠や今様が歌われたり、乱拍子、物云舞といった芸能が盛んに披露される。さらに公卿らは女院や中宮・上皇などの在所へ参り、酒に酔いながら歌謡や芸能を繰り返す。非常に賑やかでくだけた宴会であった。服藤早苗氏によれば、すでに十世紀後期頃にはのちの「殿上淵酔」に連なるような、五節関連の酒宴が殿上の間で行われており、十一世紀中頃には朗詠などの興遊を伴うことが慣例化していたという<sup>一六</sup>。「殿上淵酔」という固有名詞を得て史料上頻出ようになるのは一〇八五年頃であるが、淵酔の記事を勘出した『殿上淵酔部類記』が「元三殿上淵酔大臣以下著行例」として挙げる最初の例は『野房記』（『春記』）長元

四年（一〇三二）正月二日条である<sup>一七</sup>。そこには「関白以下被<sup>レ</sup>候<sup>二</sup>殿上間<sup>一</sup>。有<sup>レ</sup>歌詠<sup>一</sup>。小選被<sup>レ</sup>参<sup>二</sup>中宮<sup>一</sup>。今日公卿等泥<sup>レ</sup>酔<sup>二</sup>狼藉殊甚<sup>一</sup>。」とあるだけで、「殿上淵酔」という固有名詞で記録されているわけではない。しかし少なくとも『殿上淵酔部類記』の記手は、長元四年正月に殿上で行われた酒宴を「殿上淵酔」と捉えていたことがわかる。折しも「殿上一種物」が廃れ始めた時期である。

さて、芸能尽くしの宴会でもある淵酔は芸能史・歌謡史研究上注目されてきたが、時代の流行に従って披露される芸能も変遷していったらしい。これについては、沖本幸子氏の考証に詳しい<sup>一八</sup>。氏の分類によると、以下のように分けることができる。

- I 「朗詠」の時代（一〇三五—一〇八五年頃）
- II 「朗詠＋散楽」の時代（一〇八五—一〇九五）
- III 「朗詠＋散楽／今様＋舞」の時代（一〇九五—一二三〇）
- IV 「朗詠＋今様＋乱舞」の時代（一二三〇—）

『続古事談』該当説話は保延四年（一一三八）のことであるので、「殿上一種物」再興は沖本氏のいうIVの時期に当たる。ここでは、「殿上一種物」再興と「殿上淵酔」を比較するという本稿の視点に立って、保延四年前後十年を目安に「殿上淵酔」に関する記録を挙げてみたい<sup>一九</sup>。

行われた芸能がわかる場合は付記する。

・大治四年（一一二九）十一月二十二日 『中右記』

・大治五年（一一三〇）十一月十五日 — 朗詠・今様・万歳楽 『中右記』

記』

・大治五年（一一三〇）十一月十六日。 『中右記』

・天承元年（一一三一）十一月二十一・二十二日 — 朗詠・今様・乱舞 『時信公記』

舞

・長承元年（一一三二）正月二日 『中右記』

・長承元年（一一三二）十一月二十一日 — 朗詠・今様・乱舞 『中右記』

記』 『兵範記』

・長承三年（一一三四）十一月二十一日 『中右記』 『長秋記』

・保延元年（一一三五）十一月二十一日。 『中右記』

・保延二年（一一三六）十一月十四日 — 朗詠・今様・万歳楽 『台記』

・久安元年（一一四五）十一月二十二日 『台記』

・久安二年（一一四六）十一月十二日 『台記』

一見して、たしかに沖本氏の指摘通り、「朗詠・今様・乱舞」の三セツトがこの頃の淵酔の芸能として一般的であつたことがわかる。押さえておきたいのは、「殿上二種物」再興時にもこの三つの芸能が行われ

ていたことである。

つぎに、保延四年前後の「殿上淵酔」はどのような次第を踏んだのか、当日のことについて比較的詳しい記事を手がかりに見ていくことにしよう。

まず、『中右記』大治五年十一月十五日条である。

十五日。：：一献少将忠頼。予朗詠。頭中将又朗詠。二献四位新

少将経定。少将公能歌「今様」。藏人盛定付之。飲甚有興。人々

感気肩脱。舞「万歳楽」。三献権亮重通勸盃。：：事了雲客被参

一品宮御所白河殿。：：淵酔遊興及「秉燭」。：：

酒を飲み交わしながら、朗詠・今様が歌われた。「飲甚有興」とあることから、非常に盛り上がりを見せていたことが窺える。興に乗つてきたところで、人々は「肩脱」をし、「万歳楽」を舞う。三献目が終わると、今度は一品宮の御所である白河殿に参り、「淵酔遊興」を繰り返したという。ちなみに、このとき今様を歌った人物が、「殿上二種物」を再興した例の藤原公能であることに注目しておきたい。

つづいて『時信公記』天承元年十一月二十一日条を見てみよう。

廿一日。：：殿上淵酔也。：：次一献。新藏人忠重勸盃。：：次二

献。盛忠勸之。其儀、次朗詠権少将忠基朝臣。次今様（権現）

藏人少将公能。…次三献。大土器預盛定勸盃。…此間預歌今様（権現）。次有「紐事」。先預解之。予進「寄預右方」令「禊」之。次貫首已下皆禊之。…次乱舞一返了。徘徊渡殿。次経「後涼殿馬道并中宮北対前」向「五節所」。為「先預藏人其次非藏人於「五節所」各鎖」紐。参「中宮御方」。…次有「盃酌事（三献）」。二献朗詠今様。三献乱舞。次各分散。…

二献のあと、忠基が朗詠を歌った。次に公能が今様「権現」を歌った。三献のあと、預の盛定によって再び今様が披露された。その後、人々がみな紐を解いて「禊之」すなわち肩脱ぎをするに至った。肩脱ぎをした状態で乱舞が行われると、次に五節所へ向かった。そこで装束を元に戻して中宮の在所へ参り、盃酌を繰り返した。中宮方でも再び朗詠・今様・乱舞を行ったという。

さいごに、『台記』保延二年十一月十四日条を見ていこう。「今日殿上并中宮齋院淵醉也」とあるので、この日は殿上・中宮御所・齋院方の三箇所で淵醉が行われたようである。ただし、記主藤原頼長は中宮御所における淵醉にしか参加していないので、殿上淵醉が終わったところから詳しい記述が始まる。

十四日。…参「中宮殿上」。…諸大夫居「酒肴」。次勸盃。…次頭

輔朝臣取「盃授」予。流巡如初。次人人朗詠、今様。此間、大宮中納言参会。次万歳楽。自「下臈」舞上。殿上人少将舞時、頭中将忠基勸盃。…予頭中将二曰、可「解」紐。仍忠基解「紐袒」。此時、人々皆袒。…次第舞上、予舞了。人々立「座」。…今夜前齋院淵醉云云。…

場所は中宮の在所である。勸盃のあと、人々が朗詠・今様を歌った。次に万歳楽による乱舞があった。勸盃が繰り返される途中で、頼長が頭中将忠基に紐を解くべき旨を伝えると、忠基が衣の紐を外して「袒」（肩脱ぎのこと）の状態になり、皆それに従った。肩脱ぎのまま乱舞が続く、中宮方の淵醉が終わると齋院の在所へ移動し、再び淵醉を繰り返したという。

以上、保延四年前後の古記録を手がかりに殿上淵醉における公卿らの動きを見てきた。酒を酌み交わす間に朗詠・今様が歌われ、人々が興に乗ってくると「肩脱ぎ」というくつろいだスタイルで乱舞を行い、さらに殿上の間から中宮や院の在所へ参り同様の芸能を行う、という動作が一般的であったようである。当日のこのような流れは、有職故実書でもおおよそ一致する。たとえば、応徳三年（一一〇八六）〜嘉承二年（一一〇七）頃に成立したといわれる『蓬萊抄』には、五節に伴

う殿上淵酔について

両貫首以下早旦参「殿上」。…各着楚々直衣。出掛如常。此間朗詠雑芸。孟定法管「領之」。召「預藏人」。〔他藏人等候「小板敷」。〕預藏人参進勸盃。随「時有「饗応」。事「起座。袒褐着「沓。〔此間有「阿音。〕通「渡殿并朝餉」。出「御湯殿介「更東折。経「弘徽殿細殿前「廻「五節所」。次参「当时后宮并齋院等」。…

と記されている<sup>三〇</sup>。この頃はまだ「朗詠・今様・乱舞」の型が定着していなかったようであるが、勸盃の間に朗詠・雑芸の唱歌があり、それら次第が終わると「袒褐」（肩脱ぎ）に及び、さらに后や齋院の元へ参るといふ淵酔の故実を見いだすことができる。時代は下るが、嘉暦二年（一二三二）前後に成立した『建武年中行事』にも、

殿上淵酔あり。藏人頭已下、ことにたへたるをのこども、だいはんにつく。六位藏人、けんぱいす。らう詠二首、今様一首、三献のたび、きよくらうの藏人、けんぱいすれば、次ことさらこれをしひ、しやうぐわんしてひもをはずす。此時、みなかたぬぐ。今様の後、乱舞にをよぶ。みな座ながらまふ。…事はて、中宮に推参す。そのぎおなじ。…

とあるので、<sup>四</sup>勸盃の間に朗詠・今様が歌われ、肩脱ぎに及んだ状態

で乱舞を行い、中宮の在所へ向かう（推参する）という次第が殿上淵酔の基本的作法であったといえる。特に「肩脱ぎ」の姿については、すでに服藤氏が「非公式の日常的な直衣の肩脱ぎは、官位にもとづく官人秩序を一時的に停止し、無礼講を演出する可視的表象といえよう」と指摘するように<sup>三三</sup>、淵酔を構成する重要な一要素であった。

それでは、殿上淵酔の次第を踏まえた上で、『続古事談』該当説話<sup>三</sup>の内容を再確認してみよう。一種物披露のあと、一・二献が交わされると、今様・朗詠が歌われ、衣の紐を解いて、人々は装束の肩を脱いだくつろいだ状態になる。その上で、朗詠が再び歌われ、酒が進むと乱拍子「白薄様」が囃され、人々が乱舞をした。その後、参加者たちは中宮の在所に向かい、朗詠や雑芸を繰り返した。（今様・朗詠・乱舞）という芸能的構成、「肩脱ぎ」、中宮への「推参」<sup>三六</sup>という次第に注目すると、「殿上二種物」再興の内容はまさに保延四年前後に行われた殿上淵酔の内容と重なってくるのである<sup>三七</sup>。

これら余興の内容は、撰関期の「二種物」には全く見られない作法であった。保延四年の「殿上一種物」は、<sup>一</sup>・<sup>二</sup>・<sup>三</sup>において前代の「二種物」を踏襲しつつも、<sup>三</sup>余興においては当時流行していた芸能を採り入れるだけでなく、それら芸能が盛んに披露される無礼講として

の「殿上淵醉」そのものを反映させた酒宴であったのではないか。

以上のように考えたとき、ひとつの疑問が生じる。すなわち「殿上一種物」の再興であるにも拘わらず、殿上淵醉の次第に移行したのはなぜなのか、ということである。それは酒が進んだことによる自然な流れであったのかもしれないが、注目したいのは「殿上一種物」再興の企画者が藤原公能であるという点である。

ここで、藤原公能について述べておきたい。公能は永久三年（一一

一五）徳大寺実能、権中納言藤原頭隆の女の間にも生まれた。保延三年

（一一三七）、二十三歳のとき崇徳天皇の蔵人頭、翌四年に参議となり、

その後、権中納言に昇進、保元元年（一一五六）には右大将を兼任し、

翌年八月権大納言に任官される。永暦元年（一一六〇）には右大臣へ

と累進するが、翌応保元年（一一六一）八月十一日、四十七歳にして

没する<sup>二</sup>。娘の多子を近衛天皇・二条天皇の皇后に、忻子を後白河天

皇の中宮にするなど、王家と外戚関係を結び、あるいは忠実や頼長ら

摂関家と提携することによって徳大寺家の嫡流として政治的地位を固

めていったが、一方特筆すべきは音楽や芸能面における公能の多才さ

である。

当時の主な古記録である『中右記』・『兵範記』・『山槐記』を対象に、

公能に関する記事を調査したところ、公能は笛を吹く機会が非常に多いことに気がつく<sup>二</sup>。たとえば『中右記』天承元年（一一三一）十二月二十二日条には藤原宗忠邸での大臣大饗のことが記されており、そこで公能は「堪<sup>三</sup>絲竹<sup>四</sup>殿上人」の中に数えられ、御遊において笛を勤めている。また、賀茂臨時祭や石清水臨時祭に舞人として勤仕したという記事も散見する<sup>三〇</sup>。舞人の役は衛府の官人であったことによると思われるが、このような豊富な経験が公能の芸能的才芸を磨いていったことは想像に難くない。

さらに注目されるのは、公能の声の才能である。『今鏡』第六「ふちなみの下」に「このをとゞは、若くより御声もうつくしくをはして、蔵人少将などいひて、五節の淵醉の今様などに、権現うたひ給ける。

内侍所の御神楽に、拍子とりなどし給けるも、細き御声のいとおかしくぞ侍ける。」と記されるように、公能は美声の持ち主であった。実際、

大治五年十一月十五日の淵醉において今様唱歌の役を勤めていたし（『中右記』、翌年十一月二十一日に行われた殿上淵醉でも今様「権現」

を歌っていた（『時信公記』）<sup>三〇</sup>。のちにその美声のすばらしさを称賛

され、実際に殿上淵醉で今様を歌うなどの経験をしていた公能が「殿

上一種物」の主催者であることを踏まえるならば、**三**の余興には、淵

酔における豊かな流行芸能の世界を柔軟に採り入れた公能の采配が影響しているとも考えられよう<sup>三〇</sup>。

おわりに

『続古事談』巻一・二十二話の「殿上一種物」再興説話を素材に、その時代的背景を探ってきた。

第一章では、十世紀から十二世紀の古記録等を手がかりに、再興時の「殿上一種物」と前代の「一種物」とを比較した。会場設営から一種物披露に至るまで、会場設営係を勤める人物や、多種多様の着を持ち寄るといふ会の内容はおおよそ先例に従っていたが、余興に入ると、前代には見られない独自の次第が組み込まれていることがわかった。第二章では、余興に行われる芸能が当時の殿上淵酔における芸能と同様であること、さらには「肩脱ぎ」や「推参」という次第も殿上淵酔と類似することを指摘した。以上により、「殿上一種物」再興には当時の「殿上淵酔」の趣向が反映されていることを明らかにした。そこには企画者たる藤原公能の経験が影響している可能性を指摘した。

本稿では、**目**余興における芸能の具体的な内容を検討するには及ばなかつたが、たとえば今様「たけの葉にをく露の色」や乱拍子「白うすやう」が歌われていることは注意される。資賢の「たけの葉にをく露の色」は従来未詳とされてきたが、辻浩和氏の指摘によつて、その類歌が三条西家旧蔵『禅中記抄』安元元年（一一七五）十一月十九日条に見えることが明らかとなった<sup>三一</sup>。本条によれば、殿上における淵酔で朗詠・今様・乱舞、そして肩脱などの作法が終わると「次（後白河法皇）参院。…先朗詠〈定能出〉之歟。隆房歟。次今様〈雅賢、靈山御山。又有「竹葉露色」歟。次万歳楽。次猷。言物舞季信。有「賞翫」…」と、後白河院御所の淵酔において今様「竹葉露色」が歌われたというのである。また、資賢が囃した「白うすやう」は『五節間郢曲事』に「白うすやう。こせんしの紙。まきあげの筆。とも多かいたる筆のちく。やれことうとう」と載る、十二世紀後半以降の淵酔における定番乱舞である<sup>三四</sup>。

後の時代の淵酔で歌われた今様や乱拍子が「殿上一種物」再興説話に見えることは、両者の関わりを考える上で重要であろう。それらは今後の課題として筆を擱くこととする。

〔付記〕本稿は「第七回高麗大学校・明治大学 国際学術会議」東ア

シア文学と歴史の新たな照明」における口頭発表を基に、その後見出した新たな資料も加え、まとめ直したものである。発表に際して貴重な教示を賜った先生方に心よりお礼申し上げる。なお、本稿は平成二十八年年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費・課題番号16J03170）による研究成果の一部である。

一 『続古事談』の引用は、川端善明・荒木浩校注 新日本古典文学大系『続古事談』（岩波書店）に拠る。以下、新大系『続古事談』と略称することとする。なお、便宜的に内容に即して三段落〔一〕〔二〕〔三〕に分けた。

二 「殿上一種物」がいつ再興されたのか『続古事談』には書かれない。ただし、新大系『続古事談』の脚注に指摘されるように、藤原公能が蔵人頭を勤めていた時期は保延三年十月六日から保延四年十一月八日までであるので、「神無月のつこもり比」は保延三年もしくは保延四年に限定される。加えて、『百鍊抄』保延四年十月二十九日条に「殿上一種物十物」と見えることから、保延四年のことであると考えておく。なお『百鍊抄』の引用は、新訂増補国史大系『百鍊抄』（吉川弘文館）に拠る。

三 『平安時代史事典』（角川書店）「一種物」項（飯沼清子氏執筆）。  
四 服藤早苗「宴と彰子——一種物と地下炉」（大隅和雄編『文化史の構想』吉川弘文館、二〇〇三年三月）。

五 『左経記』の引用は、増補史料大成『左経記』（臨川書店）に拠る。  
六 服藤氏前掲註（四）論文および新大系『続古事談』脚注。

七 『春記』の引用は、増補史料大成『春記』（臨川書店）に拠る。

八 ②『春記』長久元年十月二十五日条では「主殿女」、『続古事談』では「主殿司」と、表記にちがいが見られるが、菅野扶美氏「半物・雑仕・主殿司・厨女——今様周縁の女の層をめぐる——」（『日本文学』五十六、二〇〇七年七月）が指摘するように、『続古事談』〔三〕に登場する「主殿司あこ丸」は『梁塵秘抄口伝集』巻十に「鏡の山のおこ丸、主殿司にてありしかば、つねに呼びて聞き」と見える、親王時代の後白河院が今様を習った傀儡女である。したがって、『続古事談』の「主殿司」は、②『春記』に出てくる「主殿女」と同様に、主殿寮に属する女官であったと考えられる。なお、『梁塵秘抄口伝集』の引用は、馬場光子全訳注 講談社学術文庫『梁塵秘抄口伝集』（講談社）に拠る。  
九 「一種物」における参加者たちの持参物については、服藤氏前掲註（四）論文に負うところが大きい。

一〇 『小右記』の引用は、大日本古記録『小右記』（岩波書店）に拠る。  
一一 『日本紀略』の引用は、黒板勝美編 新訂増補国史大系『日本紀略』（吉川弘文館）に拠る。

一二 「殿上一種物」の再興に先例が踏襲されていることについて一言付しておく。『今鏡』巻六「ふちなみの下」には「殿上一種物」を再興した藤原公能について「蔵人の頭にはせし時も、殿上の一寸ものし、日記の唐櫃に、日ごと日記書き入れなどせさせて、古き事を興さむ」とし給とぞ聞へ給し」とあり、本説話と関連した記載を見せる。重要なのは、公能が日記を書き入れるなどさせて、行事の復興に努めようとしたことである。「古き事を興さむ」、つまり古事を再興しようとする行為は、先例を参照しなければなし得ないことである。これを以て、「殿上一種物」の再興に先例が踏襲されていることの証拠とすることはできないが、このような公能の姿勢があったから、前代に準えて「殿上一種物」を再現することが可能となったのかもしれない。なお『今鏡』の引用は、榊原邦彦・藤掛和美・塚原清編『今鏡 本文及

び総索引(笠間書院)に拠る。

三服藤氏前掲註(四)論文。

四『御堂関白記』は大日本古記録『御堂関白記』(岩波書店)、『権記』は増補史料大成『権記』(臨川書店)、『中右記』は増補史料大成『中右記』(臨川書店)、『殿曆』は大日本古記録『殿曆』(岩波書店)を使用した。

五「淵酔」については、沖本幸子「散楽と今様」(『今様の時代』—変容する宮廷芸能)東京大学出版会、二〇〇六年二月。初出は二〇〇〇年)、阿部泰郎「推参考」(『聖者の推参—中世の声とヲコなるもの』名古屋大学出版会、二〇〇一年十一月。初出は一九九〇年)、荻美津夫「殿上淵酔考」(大隅和雄編『文化史の構想』吉川弘文館、二〇〇三年三月)、矢部健太郎「殿上淵酔の成立と展開」(二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、二〇〇六年四月)、服藤早苗「新嘗祭と五節舞姫」(『平安王朝の五節舞姫・童女—天皇と大嘗祭・新嘗祭』塙書房、二〇一五年三月)などの研究を参照した。

六服藤氏前掲註(二五)論文第三節「淵酔」。

七宮内庁書陵部所蔵三条西本『殿上淵酔部類記』の引用は東京大学史料編纂所所蔵の写真帳(請求番号:S5115)に拠り、『続群書類従』第一〇輯下(続群書類従完成会)所収の『殿上淵酔部類』と校合した。

八沖本氏前掲註(一五)論文。

九荻氏前掲註(一五)論文に付されている「表1」(「淵酔」という固有名詞の初出記事から十二世紀末までの淵酔関連記事をまとめた表を参照の上、補訂した。なお、『時信公記』は『歴代残闕日記・四』(臨川書店)、『兵範記』は増補史料大成『兵範記』(臨川書店)、『長秋記』は増補史料大成『長秋記』(臨川書店)、『台記』は増補史料大成『台記』(臨川書店)を使用した。

一〇『中右記』同日条に殿上淵酔があったとの明確な記述はないが、「殿上三献。後参中宮御方」と記されていること、前日と翌日に五節の

一連行事が行われていることから一応「殿上淵酔」の関連記事として挙げておく。

三前掲註(二〇)同様、殿上淵酔があったとの明確な記述はないが、「殿上人参中宮御方」…及「五献云々」とあり、前日と翌日に五節の一連行事が行われていることから「殿上淵酔」の関連記事として挙げておく。

三なお、沖本氏前掲註(二五)論文が指摘するように「万歳楽」とは「乱舞」の一種である。「万歳楽」については、同氏「白拍子・乱拍子の登場—五節の乱舞を中心に」(『今様の時代—変容する宮廷芸能』東京大学出版会、二〇〇六年二月。初出は二〇〇三年)にも詳しい。

三『蓬萊抄』の引用は、『群書類従』第七輯(続群書類従完成会)に拠る。

四『建武年中行事』の引用は、所功編『古代史料叢書五』『京都御所東山御文庫本 建武年中行事』(国書刊行会)に拠る。

五服藤氏前掲註(二五)論文第三節「淵酔」。

六保延年間当時はまだ「推参」という語は定着していないが、のちに、院宮御所に参り淵酔することを「推参」という固有名詞で表現するようになることから、ここでも便宜的に「推参」という語を使用する。なお、「推参」については阿部氏前掲註(二五)論文に詳しい。

七ただし、殿上における「朗詠・今様・乱舞」や「肩脱ぎ」、院宮への「推参」といった要素を含む行事は淵酔以外に存在するのではないかと、懸念がある。たしかに、たとえば「肩脱ぎ」は淵酔に限らず、臨時客という饗宴で行われることもある。(『中右記』永長元年(二〇九六)正月三日条に見える藤原師通邸の臨時客や、「殿曆」天永二年(一一一一)正月二日条に見える藤原忠実邸での臨時客など。)しかし、それら饗宴での余興は、催馬楽や朗詠といった古典歌謡唱歌や管絃の御遊に留まっており、新興歌謡である今様が歌われたり乱舞とい

う身体的芸能に発展する例は管見の限り見当たらない。また、撰閑家における饗宴ののち、殿上人たちが院宮へ推参し芸能を繰り返すという次第も見いだせない。「殿上一種物」再興の舞台が「殿上の間」であるということも踏まえても、余興内容に最も隣接するのは「殿上淵酔」であると考ええる。

<sup>二八</sup>公能の事績については、新訂増補国史大系『公卿補任』(吉川弘文館)

および佐伯智広「徳大寺家の莊園集積」(『史林』巻八十六巻第一号、二〇〇三年一月)を参照した。

<sup>二九</sup>『中右記』天承元年(一一三二)十二月二十二日条、『中右記』長承三年(一一三四)二月十日条、『兵範記』仁平二年(一一五二)二月二十五日条、『兵範記』仁平二年八月二十九日条、『兵範記』久寿二年(一一五五)正月二十一日条、『兵範記』・『山槐記』久寿二年十一月二十五日条。また、『御遊抄』によれば、久安三年(一一四七)正月二日の朝観行幸、久安六年(一一五〇)八月二十一日の大臣大饗、久安六年十二月一日の重仁親王元服に際する御遊においても笛を勤めている。

<sup>三〇</sup>『中右記』大治二年(一一二七)三月十六日条(石清水臨時祭)、『中右記』大治五年(一一三〇)三月十六日条(石清水臨時祭)、『中右記』大治五年十一月二十二日条(賀茂臨時祭)、『中右記』長承元年(一一三二)三月十五日条(石清水臨時祭)、『中右記』長承三年(一一三四)五月十日条(石清水行幸)、『山槐記』久寿三年(一一五六)三月十一日条(石清水行幸)。

<sup>三一</sup>沖本幸子「白河院と今様」(『今様の時代——変容する宮廷芸能』東京大学出版会、二〇〇六年二月。初出は二〇〇〇年)は、公能が今様の名手であったと指摘する。沖本氏はその根拠として、今挙げた『中右記』・『時信公記』における例と、『台記』久安三年(一一四七)十一月三十日条における今様唱歌の例(鳥羽院での舍利講に際する御遊)を指摘している。なお、沖本氏の指摘に補足すると、保延四年以

後のことではあるが、仁平二年(一一五二)十二月二十日、東三条殿における着袴の儀で「朗詠今様等事」が行われ、そこには公能も同座したという(『兵範記』同日条)。

<sup>三二</sup>公能が淵酔に参加した記録は、上記二例以外に『山槐記』仁平二年(一一五二)十一月十二日条がある。殿上淵酔のちの「姫宮淵酔」に「別当」として勤仕したという。当該条に詳しいことは書かれないが、「次第如常」とあることから、おそらく今様や朗詠などの芸能が繰り返されたと思われる。

<sup>三三</sup>辻浩和(小論)古記録に見る芸能三題」(『明月記研究』十四号、二〇一六年一月)。なお、『禪中記抄』の引用は、中町美香子「三条西家旧蔵『禪中記抄』」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第四輯』思文閣出版、二〇一二年三月)に拠る。『禪中記抄』は藤原長方(一一三九〜一一九二)による日記の抄出本で、近年中町氏によって翻刻・解題が行われたばかりの注目される書である。

<sup>三四</sup>『五節間部曲事』の引用は、『群書類従』第七輯(統群書類従完成会)に拠る。なお「白薄様」については、沖本氏前掲註(二二)「白拍子・乱拍子の登場——五節の乱舞を中心に」に概観されている。